

第1章 下流老人とは何か 1A. 下流老人の特徴

わたしはさいたま市で、生活困窮者支援を目的としたNPO法人を運営している。毎日のように貧困にあえぐ高齢者からの悲痛な叫びが寄せられる。

生活相談からみえてくる「下流老人」の特徴（3つ）

収入が著しく少ない、十分な貯蓄がない、頼れる人間がない

要するに、あらゆるセーフティネットを失った状態といえる

わたしの、「下流老人」の定義：

「下流老人」＝「生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者」

生活保護基準は「ナショナルミニマム」

憲法に定められている、「国民の健康で文化的な生活」の最低ラインを規定する重要な指標

要するに、国が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることが困難な高齢者。

国際的な「貧困」のとりえ方：各国内での「相対的貧困」

「相対的貧困」が（国際的に考えられている）客観的な評価基準。

対象者が属する共同体（国や地域）の大多数に比べて貧しい状態にあること。

具体的には、統計上の所得の中央値の半分以下の所得しか得られない人

この種の統計において、「平均値」は適切な指標にならない。「中央値」を使って考えることが大事

特徴(1)：収入が著しく少ない

生活水準が生活保護レベルかそれ以下

「生活保護レベル」＝「生活補助費」＋「住宅補助費」とする

首都圏に住む一人暮らしの高齢者の場合月額約13万円(年額約150万円)

注：生活保護費は、世帯人数で違う、地域の違いもある。

年金などを含めた収入がこのラインと同等であれば、「生活保護を必要とするレベル」

生活保護では、医療補助費や介護補助費が国から現物支給、税金の支払いも減免される。

収入の額面がこれと同等なら、実際の生活はもっと低い。(医療・介護・税などを払うから)

より客観的な「相対的貧困」の概念で考え

ると
国民生活基礎調査(2013年)のデータによれば、

一人暮らしの場合、等価可処分所得の中央値は244万円、その半分は122万円

2人世帯で170万円、3人世帯 210万円、4人世帯 245万円。

上記の生活保護基準とほぼ同額である

このレベルになると普通の家庭にあるべきものがないケースが増える。(住居、食事、医療、介護、...)

日本の「相対的貧困率」は

OECD 経済協力開発機構発表（2012年）

全世帯で相対的貧困率 16.1%

65歳以上では22.0%

高齢男性単身の場合、38.3%、
高齢女性単身 52.3%

「高齢者はみな金持ち」というイメージは明らかに間違い

特徴(2)：十分な貯蓄がない

貯蓄が少ないか、まったくくない。

厚生省国民生活基礎調査：高齢者世帯 貯蓄なし16.8%、500万円未満 4割以上

(同) 3000万円以上 11.6%

なお、40-50歳代の世代では老後の貯蓄はさらにできていない

貯蓄の取り崩し：(生活費－収入) × 12 × 年数 + 予想外の出費(事故、病気、介護、その他)

総務省家計調査報告：高齢世帯無職夫婦では、生活費27万、不足額 6万円/月（平均値）

参考：高齢者家計の平均的構造

例：300万円の貯蓄でも、月6万円取り崩すと、4年間でなくなる。

生活上のトラブル(事故、病気、介護などに襲われると、たちどころに生活が破たんする。

(3) 頼れる人間がない (社会的孤立)

困った時に頼れる人間がない

高齢者で子どもとの同居率が減ってきている (核家族化)

近年、核家族化により、一人暮らしの高齢者が増えている。

生活に困ったときや助けてほしいときに家族が周囲にいない状況が、当たり前の社会になって来ている

相談する相手がいないので、生活に困窮しても助けを求められず、問題が重篤化してから発見されることが多い



